

公益財団法人八千代市地域振興財団ホームページ広告掲載要領

(平成 25 年 7 月 22 日制定)

改正 令和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年 9 月 22 日

令和 4 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公益財団法人八千代市地域振興財団（以下「財団」という。）のホームページ（以下「財団ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の原則)

第 2 条 財団ホームページに掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 財団ホームページの公共性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、個人の宣伝又は職業的な求人に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他財団ホームページに掲載する広告として妥当でないと理事長が認めるもの

(優先順位)

第 3 条 広告の掲載の優先順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公共的団体等又は電気、ガス、鉄道その他公共性の高い事業を行うものであって、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、市内に事業所等を有するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるもの

(定義)

第 4 条 この要領において「広告主」とは、広告の掲載の決定を受けたものをいい、「バナー広告」とは、財団ホームページ内に表示される広告画像で広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第 5 条 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の掲載位置)

第 6 条 広告の掲載する位置は、財団ホームページのフッターとする。

(広告の規格及び掲載料)

第 7 条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。なお、バナー広告のデータは広告主

が用意する。

規格(1 枠につき)	掲載料
天地 100ピクセル 左右 300ピクセル データ形式 GIF形式又はJPEG形式 (静止画に限る。)	1 月あたり 賛助会員 (団体・法人会員) 2,500円 (税込み) 非賛助会員 10,000円 (税込み)

(広告掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、毎月1日から末日までの1月を単位とし、連続する掲載期間の申し込みは、年度末までを限度とする。

(掲載の開始)

第9条 理事長は、毎月1日に財団ホームページに広告を掲載するものとする。ただし、その日が財団の休業日に当たるときは、その日以降最初の休業日でない日に広告を掲載するものとする。

2 広告の掲載は、掲載開始日の正午までに行うものとする。

(広告の表現)

第10条 広告のデザイン、色彩等は、財団ホームページのイメージを損なうことがないようにしなければならない。

2 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

3 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

4 その他理事長が不適切と認めるものは、広告として用いることができない。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、広告の内容に関する責任を有するものとする。

(掲載の申し込み)

第12条 財団ホームページに広告を掲載しようとするものは、公益財団法人八千代市地域振興財団ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に、掲載しようとする広告の原稿及び広告の掲載の決定に当たり必要な書類を添えて、理事長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第13条 理事長は、広告掲載の決定に当たり、財団ホームページに広告を掲載しようとするものの数が広告掲載の枠数を超えるときは、第3条の優先順位によって決定する。なお、

同順位のものの中にあつては掲載希望月数の多いものを優先する。

2 前項の規定によっても、広告掲載の枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(掲載料の支払)

第14条 広告主は、理事長の指定する日までに、掲載料を支払わなければならない。

(免責事項)

第15条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載中止による広告料の返還、損害の補償等を財団に請求しないこととする。

(1) 財団のサーバ、ソフトウェアの点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバ・コンピュータへの不正アクセス、通信回線等の事故・障害による停止

(掲載料の精算)

第16条 理事長は、広告掲載期間内に、財団の都合により前条各号に掲げた事由以外で広告を掲載できなくなった場合は、1月を30日として掲載できなかった日数分を日割り計算して掲載料を精算するものとする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 第1項において、掲載できなかった時間が1日のうち6時間以上の場合は1日として計算し、6時間未満の場合は精算の対象としないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により、月の末日をもって財団ホームページへの広告掲載を取下げることができる。ただし、取下げ月の前月に申し出た場合とする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取下げるときは、公益財団法人八千代市地域振興財団ホームページ広告掲載取下げ申出書(第2号様式)を理事長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取下げた場合は、納付済みの未掲載月数の掲載料を返還する。

(掲載の中止)

第18条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止することができる。この場合、掲載料は返還しないものとする。

(1) 広告主が、理事長の指定する日までに、掲載料を支払わないとき。

(2) 広告の掲載の決定の後、財団ホームページに掲載する広告が、第2条の規定に違反することとなったとき。

(3) その他理事長が必要と認めるとき。

第19条 理事長は、財団ホームページへ広告を掲載した後、広告が次の各号のいずれかに該当するときは、広告主が適切な措置を講じるまでの間、ホームページへの広告掲載を一

時中止するものとする。この場合、掲載料は返還しないものとする。

(1) 広告表示からリンクを指示した箇所に広告主が管理するホームページが存在しなくなったとき

(2) 広告表示からリンクを指示した箇所に存在するホームページについて広告主の管理が及ばなくなったとき

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

第1号様式(第12条)

公益財団法人八千代市地域振興財団ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

公益財団法人八千代市地域振興財団
理事長

住所又は所在地
申込者 氏名(法人等にあつては
名称及び代表者氏名) ⑩
電話番号

広告の掲載について、下記のとおり申し込みます。

記

財団ホームページの名称	公益財団法人八千代市地域振興財団ホームページ	
掲載料	円 (円× ヶ月)	
広 告 主	事業所等の所在地	
	氏名(法人等にあつては 名称及び代表者氏名)	⑩
	電話番号	
	業種等	
	掲載希望期間	年 月 ~ 年 月 (ヶ月間)
備考	リンク先アドレス _____ メールアドレス _____	

掲載する広告の原稿及び広告の掲載の決定に当たり必要な書類を添えて提出してください。

第2号様式(第17条)

公益財団法人八千代市地域振興財団ホームページ広告掲載取下げ申出書

年 月 日

公益財団法人八千代市地域振興財団
理事長

住所又は所在地
申込者 氏名(法人等にあつては
名称及び代表者氏名) ⑩
電話番号

公益財団法人八千代市地域振興財団広告掲載要領第17条の規定により、下記の広告を取り
下げます。

記

掲載期間	年 月 ～ 年 月(ヶ月間)
氏名(法人等にあつては名称及び代表者氏名)	
住所又は所在地	
担当者氏名	
電話番号	
備考	